保有地の一時使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨木市土地開発公社(以下「公社」という。)が公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき先行取得した土地(以下「保有地」という。)の有効かつ適切な管理を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(保有地の使用)

- 第2条 公社は、保有地がその取得目的の妨げとなるおそれがない場合に限り事業の 用途に供するまでの間、その土地を次の各号に掲げる場合一時使用させることがで きる。
 - (1) 国、公共団体、その他公共的団体が公用又は公共的な目的のために使用するとき。
 - (2) その他、理事長が適当と認めたとき。

(使用許可の申請)

第3条 前条の規定により保有地を使用しようとするものは、保有地使用許可申請書 (様式第1号)を提出しなければならない。

(使用許可)

- 第4条 前条の申請書の提出があったときは、その内容を検討し、許可することが適 当であると認められるものについては、必要な条件を付して許可するものとする。
- 2 保有地の使用許可を決定したときは、保有地使用許可書(様式第2号)を申請者 に交付しなければならない。
- 3 使用許可の条件は、原則として別紙のとおりとする。

(使用辞退)

第5条 保有地使用許可を受けたものが使用開始前又は使用許可期間中において使用する必要がなくなったときは、使用辞退申出書(様式第3号)を提出し、公社の承認を受けなければならない。

(使用許可の期間)

第6条 一時使用の期間は、1年以内とする。ただし、理事長が特別の理由があると 認めるときは、この限りでない。

(使用料の額)

- 第7条 理事長は、一時使用を許可する場合は使用料を納付させなければならない。 ただし、国又は公共団体その他の公共的団体が公用、公共用その他の公益上の目的 のために使用するとき又は理事長が必要やむを得ないと認めたときは、これを免除 することができる。
- 2 前項の使用料は、年額とし、近傍類似の土地の時価又は公社の資産額に1,000分

の30を乗じて得た額を基準として日割計算する。

(納付の時期)

第8条 使用料は、使用開始の目前に全額を納付させなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後に納付させることができる。

(使用料の還付)

- 第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、理事長が必要と認めたときは、 還付することができる。
- 2 前項の還付金には、利息を付さないものとする。

(使用状況の確認)

- 第10条 保有地を使用許可をした場合は、保有地使用許可台帳(様式第4号)を整備しなければならない。
- 2 保有地の使用状況を必要に応じ実施調査し、その結果を当該台帳に記載しなければならない。

附則

この要綱は、昭和52年12月5日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年11月1日から実施する。

保有地使用許可申請書

殿

年 月 日

茨木市土地開発公社 理事長

(団体にあっては団体名及び代表者名)

申請者住所 氏 名

TEL

貴公社保有地を下記のとおり一時使用したいので、許可して下さいますよう申請します。

記

- 1 申請場所
- 2 申請面積
- 3 申請期間年 月 日(時)から年 月 日(時)まで
- 4 目的及び内容
- 5 添付書類(関係図面等)

第 号

保有地使用許可書

年 月 日づけ申請のあった下記公社保有地につき別紙の条件を付けて一時使用を許可する。

年 月 日

茨木市土地開発公社 理事長

記

- 1 許可場所
- 2 許可面積
- 3 許可期間年 月 日 (時)から年 月 日 (時)まで
- 4 使用目的
- 5 使用料

許 可 条 件

(許可物件)

- 1 使用を許可する物件(以下「許可物件」という。)は、末尾記載のとおりとする。 (使用目的)
- 2 許可を受けたものは、 の目的以外に許可物件を使用してはならない。

(使用期間)

3 使用期間は、 年 月 日(時)から 年 月 日 (時)までとする。

(使用料)

4 使用料は、金 円とし、使用開始日前までに納入しなければならない。(使用料は、免除する。)

(許可物件の転貸禁止)

- 5 許可を受けたものは、許可物件を第三者に転貸してはならない。 (使用上の制限)
- 6 許可を受けたものは、許可物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、許可物件に、建物、工作物を設置してはならない。

(使用上の損傷)

7 許可を受けたものは、自己の責に帰する理由により許可物件を滅失し、又はき損したときは、自己の負担において原状に回復し、公社担当職員の検査を受けなければならない。

(損害賠償)

- 8 前項に掲げる場合のほか、許可を受けたものは、この許可条件に定める義務を履行しないため公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。 (許可物件の管理)
- 9 許可を受けたものは、その許可物件の管理を全て自己の責任において行わなければならない。

(実地調査等)

10 公社は、必要があると認めるときは、許可物件について随時その使用状況を実地調査し、その使用に関し必要な指示をすることができる。

この場合において、許可を受けたものは、これに協力するものとする。

(許可の取消または変更)

11 公社は、次の各号の一に該当するときは、許可の全部又は一部を取り消し、又は

変更することができる。

- (1) 公社又は市において事業の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 許可を受けたものにおいてこの許可条件に違反する行為があると認められるとき。

(許可物件の明渡し)

12 許可を受けたものは、使用期間が満了したとき、又は前項の規定により許可を取り消されたときは、公社の指定する期日までに原状に回復のうえ、許可物件を明け渡さなければならない。

この場合において生ずる一切の損失について、公社は補償しないものとする。 (有益費等の請求権の放棄)

13 許可を受けたものは、許可物件について支出した有益費、改良費、修繕費等の費用を公社に請求することはできない。

許可物件の表示

- 1 所 在
- 2 使用許可面積

使用辞退申出書

年	月	日

茨木市土地開発公社 理事長

殿

申出者住所

氏 名 □

年 月 日付で公社保有地一時使用許可を受けましたが、下記の事由 により使用辞退を申し出ます。

記

- 1 許可番号
- 2 許可場所
- 3 許可面積
- 4 許可期間
- 5 辞退の事由